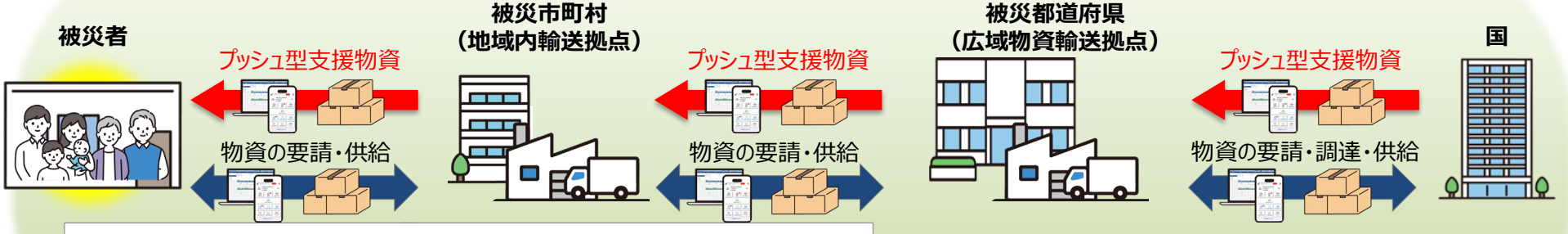
災害時の物資支援について

○国の防災基本計画において、「市町村は、備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資を備蓄する」とともに、「都道府県は、市町村による備蓄では不足が懸念される物資を備蓄するよう努める」とされているところ
○地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合必要とされる物資を調達し輸送体制を整備する
○ただし、国は、被災地方公共団体が、**被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送をする支援を開始する**としており、同時に被災都道府県からの要望に沿った物資も調達し、供給している（プッシュ型支援）
○国主体の調達は、被災地の状況を鑑みながら、次第に自治体主体の調達・供給に移行していく（プル型支援）

物資支援スキーム（国主体の物資支援）



プッシュ型支援により、被災都道府県に供給する品目は、以下の８品目を基本とする。

①食料
②毛布
③乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク
④乳児・小児用おむつ
⑤大人用おむつ
⑥携帯トイレ・簡易トイレ
⑦トイレットペーパー
⑧生理用品

・プッシュ型支援の流れ
・要請に沿ったプッシュ型支援支援の流れ
・自治体主体のプル型支援の流れ
・国からの助言

物資支援スキーム（自治体主体の物資支援）

